

令和 8 年度国内需要安定化事業及び沖縄観光グローバル事業
「カップルアニバーサリーツーリズム事業」委託業務
企画提案公募要領

本公募は令和 8 年度沖縄県予算成立及び沖縄振興特別推進交付金等の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後及び交付決定後に効力を生じる事業です。従って、沖縄県議会において当初予算案が否決された場合、本事業に係る交付金の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託事業名

- (1) 令和 8 年度国内需要安定化事業（国内市場向けプロモーション等）
「カップルアニバーサリーツーリズム事業」
- (2) 令和 8 年度沖縄観光グローバル事業（海外市場向けプロモーション等）
「カップルアニバーサリーツーリズム事業」

2 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日まで

3 事業の目的

沖縄でカップルアニバーサリー（プロポーズ、リゾートウェディング、ハネムーン、バウ・リニューアル）を実施することを推進し、観光消費額の向上を図るとともに、カップルアニバーサリー前後の観光により滞在日数の増加を図る。また、ブランディングを実施し、カップルが記念日で訪れる特別な場所としてのイメージの定着を図り、観光地としての質の向上を目指す。

4 企画提案の内容

「企画提案仕様書」のとおり

5 提案上限額

- (1) 合計 54,210,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）とする。
本金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額と異なる場合がある。
- (2) 本金額は 2 事業の予算合計額であり、以下の各上限額を超えてはならない。
 - ① 国内市場向けプロモーション等：24,400,000 円（消費税及び地方消費税含む）
 - ② 海外市場向けプロモーション：29,810,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 積算については、上記(2)①②それぞれに分類して提出すること（別添企画提案応募申請書類様式中の【様式 4】（参考）を参照）。

6 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 県内に本店または支店を有する法人であること。
- (4) 沖縄リゾートウェディングの現状と課題に関する知見を有すること。
- (5) 海外及び国内における観光地ブランディングの経験と実績を有すること。
- (6) クオリティーの高い動画・ビジュアル等を制作する能力を有すること。
- (7) 海外及び国内市場における広告出稿実績を有し、かつ、本事業を確実に実施できる能力を有すること。
- (8) 契約の主たる部分（*1）を受託者が自ら履行可能であること。
- (9) 今回の委託に際して、正副 2 名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他の事務について十分な執行体制がとれること。
- (10) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）、（2）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）～（7）の要件を満たす者であること。

（*1）契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

7 応募にあたっての留意事項

- (1) 1 者又は 1 共同企業体につき 1 提案とする。
- (2) 1 者が複数の共同企業体を通じて 2 つ以上の提案を行うことはできない。

8 応募の手続き

- (1) 質問事項及び企画提案書等の提出期間の受付期間
 - ア 質問事項受付期間：公告の日～令和 8 年 3 月 6 日（金）昼 12 時まで質問方法：所定様式を開封確認付きメールに添付して提出すること。
※提出アドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

回答方法：質問のあった事項について、最終回答日までに本事業公募のページに掲載する。

最終回答日：令和8年3月10日(火)を予定

イ 企画提案書等提出期限：

令和8年3月17日(火) 昼12時(※厳守)

持参または郵送により提出。但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とすること。

※提出先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

ウ 提出書類：下記9に定める書類

エ 提出部数：7部(カラー・片面印刷)

※下記9(11)～(13)は1部提出

9 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- (3) 会社概要表(組織図、業務内容、資格等)・・・・・・ 【様式3】
- (4) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 人件費等

イ 旅費

ウ 需用費(消耗品費、印刷製本費等)

エ 役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料等)

オ 使用料及び賃借料(会場借料等)

カ 外注費(請負契約等)

キ 管理費、消費税

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

- (5) 事業実施スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】
- (6) 執行体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- (7) 類似・関連事業実績書(過去3年以内)・・・・・・ 【様式7】
- (8) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式8】
- (9) 共同企業体構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式9】
- (10) 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式10】

*上記(1)～(9)の書類は、原則として「A4版、縦置き・横書き」とし、必要に応じて「A4版、横置き、横書き」を可とし、ページの上限を20ページとする。また、長辺左2穴あけとし、左上クリップ留めで7部提出すること。

(11) 共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」(様式は任意)

(12) 直近2事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類

(13) 納税証明書

・ 県税：県税全税目について滞納がない旨の証明書

- ・ 国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書（個人：納税証明書「その3の2」、法人：納税証明書「その3の3」）
- ※(12)、(13)について、共同企業体で応募する場合は、共同体全構成員の書類を提出すること。

10 選考方法

(1) 第一次審査（書類審査）

応募のあった者について、上記6に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。応募が4者以上の場合には、企画提案書類による審査を併せて行う。審査結果は、選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電子メール及び文書により通知する。

結果通知日：令和8年3月19日（木）までに通知予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査し、委託候補者の順位を決定する。

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

ウ プレゼンテーションは、令和8年3月25日（水）午後に予定している。

エ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。

※ 状況により、プレゼンテーションを行わず書面審査に変更する場合がある。

11 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

12 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び上記10のプレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 委託候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。

このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

【問い合わせ・書類提出先】

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課誘致企画班（伊差川）

TEL／098-866-2764 FAX／098-866-2765

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（沖縄県庁 8階）